

秋田市文化創造館建築物等定期点検業務委託仕様書

1 業務名 秋田市文化創造館建築物等定期点検業務委託

2 所在地 秋田市千秋明徳町3番16号

3 業務対象建物概要

構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上3階建て

延床面積 2,953.75m²

竣工 昭和41年

4 業務内容

建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項および第4項の規定に基づく定期点検を行い、次の書類を作成する。

- (1) 定期点検結果報告書
- (2) 関係写真（点検結果に基づき必要写真を添付すること。）
- (3) 定期点検結果表
- (4) 点検結果図（配置図、平面図等に注記すべき内容を記載すること。）
- (5) 改善が必要な項目の改善案および改善概算費用報告書

5 点検業務要領

- (1) 点検は、定期点検表点検項目により、安全、防災事項に重点をおいて行うこと。
- (2) 点検は、目視点検と軽打又は指触等により行うこと。
- (3) 検査対象設備の保守状況を確認すること。
- (4) 諸法律に基づく点検記録があるものは、点検内容が適合することを確認の上、点検を省略することができる。
- (5) 要是正箇所等については、関係写真を添付すること。
- (6) 点検結果図は、点検結果に基づき、特に措置を要しない場合を除き、その位置と内容を図面に記載すること。
- (7) 点検の結果、改善が必要な項目については、対策案および必要となる概算費用を報告すること。

また、対象機器の精密な調査および分解点検、破壊調査等の高度な試験が必要となる場合についても、その概算費用を報告すること。

- (8) 定期点検の適用基準については、次の適用基準書によって行うこと。

ア 建築設備定期検査業務基準書（(財)日本建築設備・昇降機センター）

- イ 防火設備定期検査業務基準（(財)日本建築防災協会）
- ウ 特定建築物定期調査業務基準（(財)日本建築防災協会）
- エ 建築物点検マニュアル・同解説（(財)建築保全センター）

6 点検者の資格

本業務を履行するに当たり、次のいずれかの資格を有している者が在籍し、本業務に配置することができること。

- (1) 建築基準法第12条第2項の規定に基づく業務
 - ア 一級建築士又は二級建築士
 - イ 特定建築物調査員
- (2) 建築基準法第12条第4項の規定に基づく業務
 - ア 一級建築士又は二級建築士
 - イ 防火設備検査員（防火設備のみ）
 - ウ 建築設備検査員（建築設備のみ）

7 貸与資料

- (1) 発注者は、本業務の実施に当たり必要な図書およびその他関連資料を受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者が貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後、直ちに返却するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された資料について、その重要性を勘案し、取扱いおよび保管に十分注意するものとし、第三者への貸与等をしてはならない。

8 成果品

報告書はA4サイズファイル製本2部と電子化した記録メディア（CD-R又はDVD-R）を1部提出すること。

- (1) 定期点検結果報告書
- (2) 関係写真（点検結果に基づき必要写真を添付すること。）
- (3) 定期点検結果表
- (4) 点検結果図（配置図、平面図等に注記すべき内容を記載すること。）
- (5) 改善が必要な項目の改善案および改善概算費用報告書
- (6) その他（打合せ記録、現地調査記録等）

9 成果品の取扱い

受託者は発注者の許諾なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

10 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た内容および結果を、第三者に漏らしてはならない。

11 個人情報の取り扱い

本業務の遂行に当たっては、個人情報の取扱いについて十分注意すること。

12 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合には発注者と受託者が協議の上、これを定め、業務を円滑に実施すること。
- (2) 本業務委託の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者に再委託業者選定届を提出し承諾を得ること。また、再委託契約書の写しを後日提出すること。
- (3) 業務履行期限を令和8年10月30日（金）までとする。